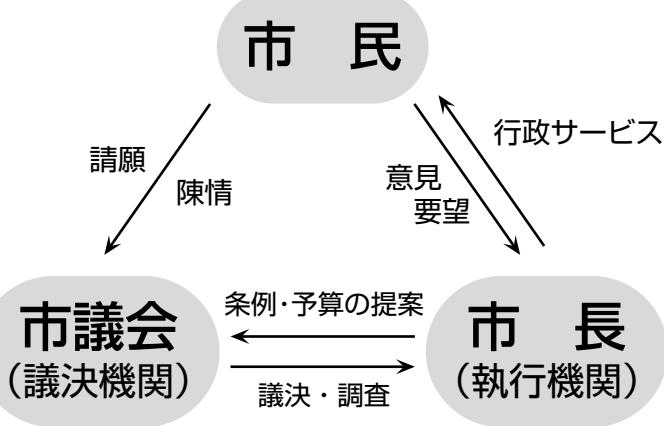


市議会 豆知識



会派一覧 (平成20年7月1日現在)	
自由民主党吉川市議員団	10人
日本共産党吉川市議員団	4人
公明党吉川市議団	3人
市民改革クラブ	2人
民主党	1人

住みよい吉川市にするためには、市民全員で話し合いをしていくことが最も望ましいとされています。

しかし、市民全員が集まつて市政を運営することは困難です。そこで市民の代表者として、市長と市議会議員が選ばれ、市政を担っています。

市長は市民のための住みよいまちづくりを進め、市議会議員は市議会を構成し、市長が市政を行うのに必要な予算や条例などを決めることになります。

このような働きから市長を執行機関、市議会を議決機関といいます。両者は、お互いに独立・対等の立場にあり、ともに市政発展のために活動しています。

市政に対して同じような考え方や意見を持った議員でグループを作つて活動しています。このグループのことを会派といいます。吉川市議会には現在上記の5つの会派があります。

○議長と副議長

議長と副議長は議員の中から選挙されます。

議長は議会の代表者として、議会の秩序を保ち、会議の進行、議会内のさまざまな事務を処理します。

副議長は、議長を補佐し、議長が病気などのときには変わつてその職務を行います。

○市議会議員

議員定数は、地方自治法に

より、それぞれの市町村が条例によって定めることになります。吉川市の場合は、議員定数条例によって20人となっています。

議員定数は、地方自治法によるわけではなく、定期または臨時に、ある一定期間だけ開かれます。

吉川市の定期会は、3月・6月・9月・12月の年4回定期的に開かれ、臨時会は定期的に開かれ、臨時会は定期的に開かれます。

〈市議会の構成〉

〈市議会の運営〉

○定期会と臨時会

議会はいつでも開かれてい

るわけではなく、定期または臨時に、ある一定期間だけ開かれます。

吉川市議会には条例で総務水道常任委員会・文教福祉常任委員会・建設生活常任委員会の3つの常任委員会が定められており、議員は少なくとも1つの常任委員になることとなっています。

で議決されますが、いくつかの委員会を設け効率的・専門的に審査します。

吉川市議会には条例で総務水道常任委員会・文教福祉常任委員会・建設生活常任委員会の3つの常任委員会が定められており、議員は少なくとも1つの常任委員になることとなっています。

常任委員会

文教福祉
(定数6人)

総務水道
(定数8人)

建設生活
(定数6人)

○議場

ここで市長から提案された

議案を調べ話し合い、議会の意思を決定します。

議案などは最終的に本会議